

令和4年12月9日

全国間税会総連合会
会長 片岡 直公 殿

国税庁長官官房企画課長
田島 伸二

**マイナンバーカードの取得、
健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進について（協力依頼）**

平素から、マイナンバーカードの取得促進に向けた取組に対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、デジタル庁戦略・組織グループ広報戦略チーム、総務省自治行政局住民制度課、厚生労働省保険局医療介護連携政策課から、引き続き更なるマイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座の登録の促進についての協力依頼があったところです。

貴会におかれましては、既に貴会の会員等に対してマイナンバーカードの積極的な取得について要請を行っていただいているところですが、別紙「マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進について」を活用し、貴会の会員等に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

連絡先：国税庁長官官房企画課 TEL：03－3581－4161 担当：小林・黒川（内線 3891）

令和4年12月12日

間税会 各位

全国間税会総連合会
会長 片岡 直公

マイナンバーカードの取得、 健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進について

平素から、マイナンバーカードの取得促進に向けた取組に対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

間税会では、これまでもマイナンバーカードの取得促進の呼び掛けについてお願いしていたところですが、改めて、国税庁から引き続き更なるマイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座の登録の促進についての協力依頼があったところです。

つきましては、下記のとおり、会員の皆様に対して、マイナンバーカードのメリットを周知いただくとともに、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進等の呼び掛けを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 マイナンバーカードについて

- ・ マイナポイント第2弾の付与対象となるカードの申請期限は12月末までです
マイナポイント第2弾については、令和4年12月末までにマイナンバーカードの交付申請をされた方が対象です。マイナポイント第2弾では、次のとおり最大20,000円分のマイナポイントを取得することができます。

ア 選択した決済サービスの利用・チャージ金額に応じて、最大5,000円分のマイナポイント※1,2,3

イ 健康保険証としての利用申込みで7,500円分のマイナポイント※4,5

ウ 公金受取口座の登録完了で7,500円分のマイナポイント※4,5

最新の情報は、「マイナポイント事業」HP※6をご覧ください。

※1 マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスで20,000円までのチャージまたはお買い物をすると、ご利用金額の25%のマイナポイント（最大5,000円分）を受け取ることができます。

※2 マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。

※3 第1弾で5,000円分のマイナポイントを取得済みの方は対象外となります。

※4 マイナポイントの対象となるマイナンバーカード申請期限後にカードを申請された場合、マイナポイントの申込みをすることはできません。

※5 健康保険証利用申込み情報や公金受取口座登録情報を確認後、マイナポイント申込で 選択した決済サービスにポイントが付与されます。

※6 「マイナポイント事業」HP (<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>)



- ・ 申請には、オンライン申請用 QR コード^{※7} 付きマイナンバーカード交付申請書をご利用ください

まだマイナンバーカードをお持ちでない方を対象に、11 月 7 日から 12 月上旬にかけて地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より、オンライン申請用 QR コード付きマイナンバーカード交付申請書（以下、「交付申請書」という。）を送付しています。交付申請書に記載している QR コードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単に行えるものとなっております。ぜひ、申請の際にご利用ください。

※7 QR コードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

- ・ 健康保険証として使えます

マイナンバーカードの健康保険証利用は、患者本人の同意により、医療機関・薬局において、患者のお薬の履歴や特定健診の情報などが閲覧可能となり、より良い医療を受けることができます。具体的には、より多くの種類の正確な情報に基づいた総合的な診断や、重複する投薬を回避した適切な処置を受けることができるようになります。これは、会社の従業員の福利厚生の向上にもつながります。また、従業員が加入する健康保険組合等の保険者に係る事務のコスト削減も期待できます。

なお、健康保険証利用ができる医療機関等（オンライン資格確認を導入した施設）は、厚生労働省 HP^{※8} で公開しております。

また、本年 10 月よりマイナンバーカードを利用した方が初診料等の窓口負担が低くなることとなりました。

※8 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」 (https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)



- ・ 公金受取口座の登録ができます

公金受取口座登録制度^{※9} は、国民の皆様一人一口座、給付金等の受取のための口座を、国（デジタル庁）に登録していただく制度です。

これにより年金、児童手当など、幅広い給付金申請の際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となるほか、行政機関の書類確認が省略でき、緊急時の給付金などを迅速に受け取ることができます。^{※10}

また、行政機関での公金受取口座情報の利用が始まっています。

※9 公金受取口座登録制度の詳細は、デジタル庁 HP をご確認ください。

デジタル庁 HP「公金受取口座登録制度」

(https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/)



※10 口座の登録をもって、給付金の申請が完了するわけではございません。別途申請などが必要になります。

- ・ マイナンバー制度・マイナンバーカードのご質問・ご不安にお答えします

デジタル庁では、マイナンバー制度、マイナンバーカードについて多く寄せられたご意見にお答えするページを設けました。別添「資料1_健康保険証との一体化に関するご質問について」をご覧くださいとともに、以下のホームページ^{※11}もぜひご参照ください。

※11 デジタル庁 HP「よくある質問：健康保険証との一体化に関する質問について」
(<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/faq-insurance-card/>)



2 広報素材を活用した周知・広報

デジタル庁作成の広報素材を活用（イントラネットへの掲載やメールで周知）し、マイナンバーカードの積極的な取得、健康保険証の利用申込及び公金受取口座登録の促進について会員の皆様へ周知いただくよう、お願い申し上げます。

- ・資料1_健康保険証との一体化に関するご質問について
- ・資料2_マイナポイント第2弾（ポイント付与対象のカード申請期限 12 月末版）
- ・資料3_マイナンバーカードが健康保険証として利用できます（2022 年 7 月改訂）
- ・資料4_マイナンバーカードこれからの暮らしに、手放せない 1 枚！
- ・資料5_公金受取口座登録制度ってなんだろう？（2022 年 10 月改訂）

また、このほかにも既存のリーフレット及びチラシにつきましては、デジタル庁 HP にも掲載しております。

「デジタル庁」HP

ホーム>政策>マイナンバー（個人番号）制度>関連情報>広報資料（リーフレット、障害者の方向け資料等）

(https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources/)

3 出張申請について

貴社（貴会員）において、マイナンバーカードの取得促進に効果的な出張申請受付等（市区町村の職員が会社等に赴く方式）の積極的受入れに取り組まれるようご検討のほどよろしく願いいたします。出張申請受付等については、市区町村のマイナンバーカード担当課にご相談ください。

なお、出張申請受付等の詳細につきましては、「資料6_出張申請受付の御案内（デジタル庁作成）」「資料7_企業に対する出張申請受付等の対応状況（R4.8）」をご参照ください。

健康保険証との一体化に関するご質問について



デジタル庁への「ご意見・ご要望」に寄せられたマイナンバーカードと健康保険証との一体化に関する質問・疑問について回答します。

Q 1 マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、紙の健康保険証を 2024 年秋めどに廃止すると聞きました。マイナンバーカードの取得は任意だと思っていましたが、必ず作らなければいけないのでしょうか。施設に入所している高齢者などマイナンバーカードを取得できない者は保険診療を受けることができなくなるのですか。

A 1 マイナンバーカードは、国民の申請に基づき交付されるものであり、この点を変更するものではありません。また、今までと変わらず保険診療を受けることができます。

従来の保険証ではなく、マイナンバーカード 1 枚で受診していただくことで、これまでできなかった、診療記録などをその場で引き出すことができるようになり、データに基づいたより良い医療を受けられるようになります。

このため、デジタル庁・総務省中心に、全力をあげて、施設に入所している方も含め、すべての方々がマイナンバーカードを持ちうるように努めてまいります。

なお、紛失など例外的な事情により、手元にマイナンバーカードがない方々が保険診療等を受ける際の手続については、今後、関係府省と、別途検討を進めてまいります。

Q 2 マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、紙の健康保険証を 2024 年秋めどに廃止すると聞きました。マイナンバーカードを健康保険証として使える医療機関も少なく、従来の健康保険証よりも診療報酬が高くなると聞きましたが本当ですか。

A 2 現在、保険証利用に必要な顔認証付きカードリーダー等（オンライン資格確認等システム）の設置が進んでおり、2023 年 4 月からは、全ての医療機関・薬局において、マイナンバーカード保険証を利用して受診ができるよう

になります。

なお、マイナンバーカード保険証を利用した際の自己負担額は、2022 年 10 月より改定されています。医療機関で、マイナンバーカードを保険証利用した場合は初診料 6 円、従来の保険証で受診した場合等は初診料 12 円の負担となり、マイナンバーカード保険証を利用した方の費用負担が余計にかかるということはありません。

**Q 3 マイナンバーカードと健康保険証一体化後、マイナンバーカードを落とし
たり無くしたりした場合、再発行までは保険証が使えないのですか。**

A 3 紛失等により速やかにマイナンバーカードを再発行する必要がある場合において、現在お受け取りいただくまでに 1～2 か月かかっている期間を、大幅に短縮してまいります。このような場合に、市町村の窓口で申請をすれば、長くても 10 日間程度でカードを取得することが出来るように検討を進めてまいりますので、しばらくお待ちください。

それでもなお、マイナンバーカードの再交付が終了するまでの間など、例外的な事情により手元にマイナンバーカードがない状態で保険診療等を受ける必要がある場合の手順については、今後、関係府省と連携しながら、丁寧に対応してまいります。

Q 4 マイナンバーカードは、当初「他人に見せないようにし、大切に保管しましょう」と聞いた気がします。カードを使った便利なサービスがあると聞いていますが、持ち歩いてもいいものなのですか。

A 4 今後、マイナンバーカードを利用する便利なサービスが増えていきます。マイナンバーカードは、持ち歩いて使ってください。

持ち歩く時に気を付けていただく点は、銀行のキャッシュカードやクレジットカードなどと同じです。万が一落とししたり無くしたりした場合は、24 時間 365 日フリーダイヤル（ 0120-95-0178 ）で受け付けておりますので、利用を一時停止してください。

なお、落としたカードの方も、パスワードを知らなければ何も使えませんし、ICチップの中を無理やり読み込もうとすればチップが自動的に壊れる仕組みとなっておりますので、悪用することもできません。ご安心ください。

Q 5 マイナンバーを人に見られても大丈夫なのですか。

A 5 大丈夫です。マイナンバーだけ、あるいは名前とマイナンバーだけでは情報を引き出したり、悪用したりすることはできません。マイナンバーを使う手続きでは、顔写真で本人確認することが義務化されています。オンラインで利用する時にも、ICチップに入っている電子証明書を利用するので、マイナンバーは使われません。

Q 6 マイナンバーカードを落とすと、ICチップに入っている税や年金、医療などのさまざまな情報が流出するので怖いのです。

A 6 マイナンバーカードのICチップには、そもそも、税や年金、医療などに関する情報は記録されていません。

マイナンバーカードのＩＣチップに記録されているのは、券面に記載されている氏名・住所・生年月日・性別の四情報と顔写真、マイナンバー、それに、電子証明書と住民票コードです。

落としたマイナンバーカードを取得した人がいても、ご本人以外は、税や年金、医療などの個人情報を引き出すことはできませんし、ＩＣチップから不正に情報を読み出そうとすると、ＩＣチップが壊れて、読み出せなくなる仕組みとなっていますので、ご安心ください。

Ｑ７ マイナンバーカードから、マイナンバーに紐付けられた自分の個人情報が流れ出ることはないのですか。

Ａ７ マイナンバーを利用して個人情報を見ることができるのは、それぞれの手続きを行う行政職員しかおりませんのでご安心ください。

ちなみに、行政職員であっても、見ることができるのは自分の担当する業務に関する個人情報のみで、当該業務に関係のない情報は、行政職員であっても見ることはできない仕組みとなっています。

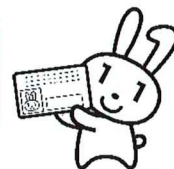
業務上の必要があって、行政機関間であなたの情報のやり取りがあった場合には、マイナポータルあなたのサイトから、そのやり取りの内容を全て確認できますのでご安心ください。

デジタル庁 HP

「よくある質問：健康保険証との一体化に関する質問について」
(<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/faq-insurance-card/>)



内容は随時、追加して
いきます。



マイナンバーに関するお問い合わせ

0120-95-0178

※ マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。

- 1 番：マイナンバーカード・電子証明書・個人番号通知書・通知カード
- 2 番：マイナンバーカードの紛失・盗難
- 3 番：マイナンバー制度・法人番号
- 4 番：マイナポータル
- 5 番：マイナポイント第2弾
- 6 番：公金受取口座登録制度

平日：9：30～20：00

土日祝：9：30～17：30（※）

※ 1 番・5 番については年末年始を含む平日・土日祝ともに 9：30～20：00
（期間：令和2年12月～令和5年3月）

令和4年11月（デジタル庁作成）

教えて！
マイナちゃん



よくあるご質問について

申込

●3つのポイント(マイナンバーカードの新規取得/健康保険証としての利用申込み/公金受取口座の登録)は、別々の決済サービスに申し込んでもいいの？

申し込みできる決済サービスは1つです。

ただし、2022年6月29日以前に「マイナンバーカードの新規取得」を申込済の方のみ、それ以外のポイント分の決済サービスを変更することができます。



●申込時に必要な決済サービスの情報はどんなものの？

ポイントを受け取るキャッシュレス決済サービスを選択する際に、会員IDやカード番号などの情報が必要となります。入力する情報は決済サービスごとに異なります。

プリペイドカード・クレジットカードの場合(例)



アプリの場合(例)



オンラインサービス上で確認する場合(例)



●どの決済サービスで申込めるの？

対象となる決済サービスは、マイナポイント事業ホームページでご確認ください。

なお、マイナポイントは、利用規約上、ご本人が、ご本人名義のキャッシュレス決済サービスで申込み必要があります。決済サービスはおひとつだけ選択していただきますが、申込み後に決済サービスを変更することはできません。

●子どももマイナンバーカードを持っているけど、マイナポイントをももらえるの？

未成年者については、本人だけではなく、法定代理人(父・母などの親権者等)がマイナポイントの申込手続きを行うこともできます。

また、未成年者のマイナポイントについては、法定代理人名義のキャッシュレス決済サービスで申込みことができます。

※この場合、同じキャッシュレス決済サービスに複数のマイナポイントを合算することはできないため、法定代理人名義の異なるキャッシュレス決済サービスを選択する必要があります。

申込後

●申込みが完了したかどうかは、どうやってわかるの？

申込状況の完了確認は、マイナポイントアプリまたはマイナポイント申込サイトでできます。

スマート
フォンの
場合

マイナポイントアプリを起動し、「申込み状況を確認」をタップ、マイナンバーカードとパスワード(数字4桁)を使ってログインし確認を行うことができます。

申込状況が「付与確定」になれば、申込完了しています。



●ポイントが付与されたかどうかは、どうやってわかるの？

申し込んだ決済サービスのアプリやホームページの会員ページなどでご確認いただくことができます。

マイナポイントアプリやマイナポイント申込サイトでは確認できません。



デジタル庁

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

お問合せ

マイナポイント
総合フリーダイヤル 0120-95-0178
音声ガイダンスに従って「5番」を選択してください。
全日9:30~20:00

2022年10月発行

マイナポイントを受け取るために必要なマイナンバーカードの
申請期限は、12月末までとなります。

最大

マイナンバーカードで
マイナポイント

第2弾

20,000円分の
マイナポイントがもらえる!

好きな
キャッシュレス
決済サービスで
使える!

健康保険証としての利用申込み+公金受取口座の登録によるマイナポイント申込がスタート!

ポイント①
本人確認書類・
各種書類取得に便利

ポイント②
医療ますます便利

ポイント③
給付金の受け取りが
スマートに!

マイナンバーカードの
新規取得等で
最大5,000円分の
マイナポイント
※1,2,3,4

健康保険証としての
利用申込みで
7,500円分の
マイナポイント
※4,5

公金受取口座の
登録完了で
7,500円分の
マイナポイント
※4,5

※1マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスで20,000円までのチャージまたはお買い物をする
と、ご利用金額の25%のマイナポイント(最大5,000円分)を受け取ることができます。※2マイナンバーカードを既に
取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含みます。※3第1弾で5,000円分のマイナポイントを取得済み
の方は対象外となります。※4マイナポイントの対象となるマイナンバーカード申請期限後にカードを申請された場
合、マイナポイントの申込みをすることはできません。※5健康保険証利用申込み情報や公金受取口座登録情報を確認
後、マイナポイント申込で選択した決済サービスにポイントが付与されます。



マイナポイントの利用は
安心・安全です!

- マイナポイントの申込みにはマイナンバーカードの「電子証明書」を使うので、なりすましなどの悪用は困難です。
- 国が買い物履歴を収集・保有することはできません。



最新の情報はマイナポイント事業
ホームページをご覧ください!

マイナポイント

- ⚠ マイナポイント事業をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意してください。
- ⚠ マイナポイントの申込みのサポートは、マイナポイント事業ホームページ記載の「マイナポイント手続スポット」でお受けください。

マイナポイントを申し込みましょう！

マイナポイントは選んだ決済サービスのポイントとして、付与されます。
マイナポイント申込みで決済サービスを1つ選択しましょう。

※マイナポイントの申込みにはマイナンバーカードが必要です。

3つの方法・場所で申込みできます

24時間、申込可能です！

スマートフォン

マイナポイントアプリ
をダウンロード



●マイナポイントアプリ対応のスマートフォン機種は下記のQRコードからご確認ください。



パソコン

カードリーダー



マイナポイント
申込サイトを検索

マイナポイント申込サイト

●「マイキーID作成・登録準備ソフト」をインストールしてください。

●マイナンバーカードに対応したカードリーダーが必要です。

マイナポイント 手続スポット



- 市区町村窓口
- KDDI (auショップ)
- NTTドコモ (ドコモショップ)
- イオングループ
(総合スーパー (GMS)、一部の食品スーパー (SM))
- セブン銀行 (ATM)
- ソフトバンク
(ソフトバンクショップ/ワイモバイルショップ)
- ビックカメラグループ
(ビックカメラ、コジマ、ソフマップ)
- ヤマダ電機
- 郵便局
- ローソン (マルチコピー機)

一部、対応していない市区町村や店舗もあります。

お近くの手続スポット
を探しましょう！



右ページで手順を確認してみましょう！

マイナポイントはスマートフォンで申込みができます

1 「マイナポイントアプリ」をダウンロード

マイナポイントアプリを
iPhoneの方はApp Store、
Androidの方はGoogle Play ストア
からダウンロードしましょう。

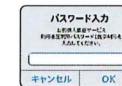


ダウンロードは
こちらから



2 マイナンバーカード読み取りのしかた

マイナンバーカードの申請時or受取時に
ご自身で設定した「数字4桁のパスワード」を入力



次へ進む

パスワードの入力を3回連続で間違えると、住民票のある市区町村窓口で、再設定を行う必要がありますので、ご注意ください。

3 キャンペーン選択のしかた

申込可能なキャンペーンが
表示されます



対象のキャンペーンを
選択してください



5 申込情報入力

「決済サービスID (必須)」
「セキュリティコード (必須)」
「電話番号 (下4桁) (任意)」を入力します。
※「決済サービスID」や「セキュリティコード」の項目
名称は各決済サービスごとの名称が表示されます
(会員IDやカード番号など)。
※電話番号欄にご自身の電話番号下4桁を入力した
ことで、コールセンターへの問合せにより、マイナポ
イントの申込状況について確認いただくことが可能
となります。



4 決済サービス選択の しかた

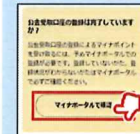
一覧から
ポイントを受け取る
決済サービスを
選択してください。

確認後、OKをタップ
してください。



公金受取口座登録がお済みでない場合

マイナポイントを受け取るためには、マイナポータルでの登録が必要です。



キャンペーンの申込完了時に
左の画面が表示されます。
確認をタップいただくと
マイナポータルサイトにアクセス
しますのでご確認ください。



マイナポイント申込みの
詳しい流れはこちらから
確認できます！

スマートフォン、
パソコンで申し込む方



手続スポットで
申し込む方



スマートフォンでマイナンバーカードを読みとるコツ

- 読み取りの際は、マイナンバーカードをぴったりあててください。
- スマートフォンのカバー類は外してください。
- 読み取り作業は、金属製の机の上でしないでください。
- NFC機能はオンにしてください (Androidの場合)。

カードのセット位置は機種によって異なります。詳しくは右のQRコードからご確認ください。



Android



iPhone



選んだ決済サービスの
ポイントをGET！

いつもの
お買い物でご利用
いただけます。



※決済サービスによっては、申込後(チャージまたはお買い入れ)、ポイント付与の対象となるまでに一定の時間を要するものがありますので、各決済サービスの詳細情報をご確認の上、お早めに申込みください。
※申込前のチャージ又はお買い入れについては、マイナポイントは付与されません。 ※QRコードは(株)デンソーウェーブの商標登録です。 ※アプリの更新により、画面が変更となる場合があります。



よくある質問にお答えします



マイナンバーを見られるのが不安です



マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続することはできない仕組みになっています。



健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落したり、失くしたりした場合は、下記フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。



どこで利用できるの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、右のステッカーやポスターが目印です！利用できる医療機関・薬局は、拡大しています。



ステッカー



ポスター



厚生労働省のホームページでも利用できる医療機関・薬局をご案内しています。



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイナンバー

受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

紛失・盗難による
マイナンバーカードの
一時利用停止については
24時間365日
受付!



▼一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合

マイナンバーカード等

050-3818-1250

その他のお問合せ

050-3816-9405

▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について

Inquiries about Social Security and Tax Number System.

0120-0178-26

マイナンバーカード等

Inquiries about Individual Number Card etc.

0120-0178-27

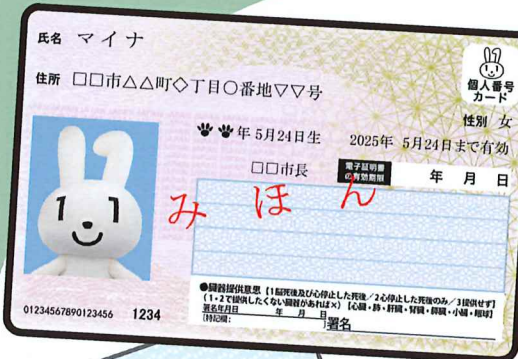
マイナンバーカードの
申請方法はこちら↓



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushlnse/>

マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます!

※利用できる医療機関・薬局については、裏面をご覧ください。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

公的個人認証サービスPRキャラクター
マイキーくん

デジタル庁



総務省



厚生労働省

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!



1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用申込はカンタン!



ここをクリック!

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル*やセブン銀行のATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでできます。



(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報記録されません。



7つのメリット

POINT1 より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになりました。
※薬剤情報は、2021年9月に診療したもから3年分の情報が閲覧できるようになりました。



POINT2 自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで、2021年10月から、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、自分の薬剤情報を閲覧できるようになりました。
※特定健診情報は、2020年度以降に実施したものから5年分(直近5回分)の情報が閲覧できるようになりました。



POINT3 オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイナポータルで、2021年11月から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになりました。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となりました。
※2021年9月以降の医療費通知情報について、閲覧・自動入力が可能となりました。



POINT4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。



POINT5 医療保険の資格確認がスムーズに!

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。



POINT6 医療費の事務コストの削減!

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。



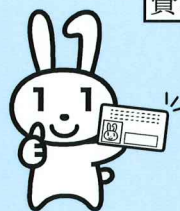
POINT7 健康保険証としてずっと使える!

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



マイナンバーカード

これからの暮らしに、手放せない一枚！



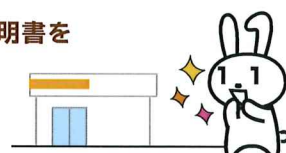
健康保険証として使える！※1

カードを保険証として利用する方は、通常の保険証の場合よりも初診料等の負担が小さくなります。



コンビニで各種証明書が取得できる！※2 ※3

住民票の写しなどの各種証明書を窓口よりも安く取得できる市区町村が増えています。



新型コロナワクチン接種証明書がスマートフォンアプリで発行できる！

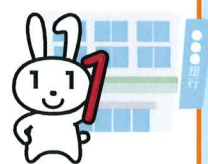
国内用と海外用の接種証明書をスマートフォンアプリで取得し、いつでも表示できます。

※アプリに対応しているスマートフォンが必要です
※海外用の接種証明書の取得のためには有効なパスポートが必要です



給付金の受け取りがスマートに！

公金受取口座を登録することで、年金や児童手当などを申請するときに、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。



オンラインで行政手続きができる！※2 ※4

確定申告(e-Tax)をはじめ、子育てなどに関する手続きもオンラインで便利に申請ができます。



本人確認書類として使える！

マイナンバーと本人確認書類が同時に必要な場面も、これ1枚でOK！ライブ会場の入場や会員登録など幅広く使えます！



便利な「マイナポータル」が使える！※2 ※4

ご自身の情報の確認やオンライン申請ができる「マイナポータル」が使えます。



民間のサービスにも拡大中！※4

各種オンライン決済サービスにおける口座登録、オンラインでの住宅ローン契約や証券口座開設などのときに使えて、書類郵送などの手間がかかりません。



※1 対応する医療機関・薬局は順次拡大していきます ※2 市区町村によってサービスが異なります ※3 毎日6:30から23:00まで利用できます(市町村により異なる場合があります)
※4 マイナンバーカード読み取りに対応しているスマートフォン又はICカードリーダーとパソコンが必要です

マイナポイント
第2弾
実施中!!

マイナンバーカードを使って申込みすると

最大 **20,000円分** のポイントがもらえる！

カード取得は、
お早めに！



1

マイナンバーカードの新規取得等※で
最大 **5,000円分** の
ポイントがもらえる！

+

2

健康保険証としての利用申込みで
7,500円分
ポイントがもらえる！

+

3

公金受取口座の登録完了で
7,500円分
ポイントがもらえる！

※ カードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます
詳細はマイナポイント事業のホームページにて順次お知らせします

詳しい申込み方法などはこちら→



ポイントをもらうために必要なマイナンバーカードの申請期限は、**12月末**までとなりますので**お早めに！**

マイナンバーカードの安全性

対面でもオンラインでも使える公的な本人確認書類です。
マイナンバーの他に、氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。

安心・安全！4つのポイント

- Point 1** なりすましはできません。顔写真入りのため、対面での悪用は困難です。
- Point 2** プライバシー性の高い個人情報が入っていません。ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されません。
- Point 3** 電子証明書を使うため、オンラインでの利用にはマイナンバーは使われません。
- Point 4** マイナンバーを見られても悪用は困難です。マイナンバーを利用するには、顔写真付き本人確認書類などでの本人確認があるため、悪用は困難です。

おもて 顔写真付き！対面での本人確認書類に！



うら ICチップ付き！オンラインでの本人確認に！



※マイナンバーカードの有効期限は、マイナンバーカード発行の日から18歳以上の場合は10回目の誕生日、18歳未満の場合は5回目の誕生日までです。(外国人住民の方(特別永住者、永住者及び高度専門職第2号を除く)のマイナンバーカードの有効期限は、在留期間の満了日等までです。)

※電子証明書の有効期限は、電子証明書発行の日から5回目の誕生日(またはマイナンバーカードの有効期限)までです。

マイナンバーカードのお問い合わせ

公式サイト

マイナンバーカード総合サイト

検索

<https://www.kojinbango-card.go.jp>



マイナンバー
カードの
最新情報



そろそろあなたもマイナンバーカード

検索

<https://mynumbercard.soumu.go.jp/>



マイナンバー総合フリーダイヤル

マイ ナン バ ー

☎ 0120-95-0178

平 日 9時30分～20時00分 土日祝 9時30分～17時30分 (年末年始を除く)

マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合 050-3818-1250

■This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese. 0120-0178-27

お問い合わせ

マイナちゃんに
聞いてみよう！

よくあるご質問について

Q



口座を登録したら、預金残高が国に
把握されてしまうの？

大丈夫！

国に登録されるのは、「金融機関名」や「口座番号」など
の情報です。

預金残高などが知られることはないから安心してね！



Q



口座を登録したら、税金が勝手に
引き落とされるの？

大丈夫！

登録した口座から、税金などが勝手に引き落とされるこ
とはありません。公金受取口座は、給付金などの支給のた
めに利用されるよ。



Q



マイナンバーカードを失くしたり
盗まれたりしたら、
悪用されないか心配だわ

大丈夫！

マイナンバーカードに、公金受取口座の情報が記録され
ることはありません。もしカードの紛失・盗難にあった場
合でも、本人以外は利用できないし、24時間365日、マイ
ナンバー総合フリーダイヤルでカードの一時利用停止を
受け付けているよ。

となりを見てね！



もっと詳しく知りたい方はこちらをチェック！

デジタル庁「公金受取口座登録制度」

https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/


マイナンバーカードの申請方法

交付申請書をお持ちの方は、以下4つの方法から申請できます！



スマートフォン

半分以上の人がオンライン
からの申請なんだって！

- ① スマホで顔写真を撮影。
- ② スマホで交付申請書の2次元バーコードを
読み取る。
- ③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- ④ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、
顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。



パソコン

交付申請書に
記載の申請書ID
が必要だよ

- ① カメラで顔写真を撮影。
- ② 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- ③ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、
顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。



証明用写真機

- ① タッチパネルから
「個人番号カード申請」を選択。
- ② 撮影用の料金を投入して、交付申請書の
2次元バーコードをバーコードリーダー
にかざす。
- ③ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- ④ 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影
して送信し、申請完了。



郵便

- ① 交付申請書に必要事項
を記入し、6ヶ月以内に撮
影した顔写真を貼り付け
て郵送し、申請完了。

カードの仕上がりが
早いスマホでの
申請がおすすめ！



交付申請書をお持ちでない方は、

- ① 専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で
申請ができます！プリントアウトしてご利用ください。マイナンバーカード 郵便
※手書き用の交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です。
- ② 市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。
本人確認書類（運転免許証、パスポート等）を持参の上、
お住まいの市区町村へ行きましょう。

マイナンバー制度、マイナンバーカードについてのお問合せ



マイナンバー総合フリーダイヤル

マイ ナ ン バ ー

0120-95-0178

受付時間

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分（年末年始を除く）

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等 050-3818-1250

その他のお問合せ

050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語等対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish, Portuguese, etc.

マイナンバー制度について 0120-0178-26

Inquiries about the Social Security and Tax Number System.

マイナンバーカード等

0120-0178-27

Inquiries about Individual Number Card, etc.

こうきんうけとりこうざ
公金受取口座
登録制度って
なんだろう？

登録
方法は？どう利用
するの？メリット
って？

最大2万円分の
マイナポイントが
もらえる！

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

デジタル庁

総務省

公金受取口座登録制度でできること

Before



After



●公金受取口座登録制度ってなに?

給付金などを受取るための預貯金口座(公金受取口座)を、1人につき1口座、あらかじめデジタル庁に登録する制度です。

●どんないいことがあるの?

公金受取口座を登録しておくと、年金、児童手当など、今後の給付金などの申請をするときに、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。申請の都度、必要になる書類確認の手間が省け、緊急時の給付金などもより迅速に受け取ることができるようになります。

※公金受取口座の登録をもって、給付金の申請が完了するわけではありません。別途、申請などが必要になります。

●登録可能な口座は?

金融機関に持ちの本人名義の預貯金口座を登録することができます。登録可能な金融機関一覧はデジタル庁ホームページよりご確認ください。

※デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録が可能な金融機関」

https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration_finance

●公金受取口座登録制度について解説した動画があるので、ぜひご覧ください。



「30秒でわかるマイナバー制度
公金受取口座の登録編」



マイナバー制度
公式YouTube動画
チャンネルも、
ぜひ見てみてね



マイナバーカード 第2弾
マイナポイント

公金受取口座の登録は マイナポイント付与対象!

公金受取口座を登録した方に対する7,500円分のマイナポイントの申込・付与は、令和4年6月から開始しています。既に登録済の方ももちろん対象!

マイナバーカードの 新規取得等で 最大 5,000 円分 ※1,2,3,4	+	健康保険証としての 利用申込みで 7,500 円分 ※4,5	+	公金受取口座の 登録で 7,500 円分 ※4,5
--	---	---	---	--

マイナポイントを受け取るために必要なマイナバーカードの申請期限は、12月末までとなります。また、マイナポイントを受け取るには、マイナバーカードを使って、令和5年2月末までにマイナポイントの申込みを行う必要があります。※1マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスで20,000円までのチャージまたはお買い物をする、ご利用金額の25%のマイナポイント(最大5,000円分)を受け取ることができます。※2マイナバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含みます。※3第1弾で5,000円分のマイナポイントを取得済みの方は対象外となります。※4マイナポイントの対象となるマイナバーカード申請期限後にカードを申請された場合、マイナポイントの申込みをすることはできません。※5健康保険証利用申込み情報や公金受取口座登録情報を確認後、マイナポイント申込で選択した決済サービスにポイントが付与されます。



マイナポイント申込みの
詳しい流れはこちらから
確認できます!

スマートフォン、
パソコンで
申し込む方



最新の情報はマイナポイント事業
ホームページをご覧ください!

マイナポイント



スマートフォンを利用した登録方法

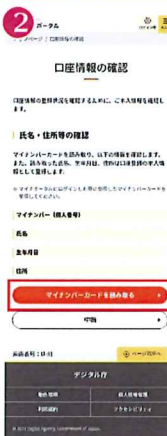
●登録に必要なものは?

スマートフォンを利用した公金受取口座の登録には、以下が必要です。

- マイナバーカード
- 本人名義の預貯金口座
- マイナバーカード読取に
対応したスマートフォン
- マイナポータルアプリの
インストール



マイナポータルにログイン後、「公金受取口座の登録・変更」の項目をタップします(押します)。



「マイナバーカードを読み取る」をタップして読み取らせると、ご本人情報が自動で入力されます。内容を確認し、表示された「確認する」という項目をタップします。



「口座情報を登録する」をタップします。画面の案内にしたがって、口座情報を入力します。

簡単な操作で
すぐに登録ができるよ



ほかにも以下の登録方法があります



所得税の確定申告時の登録申請
(還付申告のみ)



金融機関の窓口等での登録
(令和5年度下期以降開始予定)

マイナポータルとは?

マイナポータルとは、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

<https://myna.go.jp>



こちらの画面イメージは令和4年10月1日時点のものです。

企業・団体のみなさまへ

マイナンバーカードの**出張申請受付**をご存じですか？

所在地市区町村が実施している場合は、
積極的な受入に御協力ください！



出張申請受付の**メリット**は？？

- わざわざ役所に行かなくても**職場で申請可能！**
- 交付申請用の写真を**その場で撮影**📷
- その場で本人確認ができれば**マイナンバーカードを自宅へ郵送！**
役所に受け取りに行く必要もありません！

※詳細は所在地市区町村に御相談ください。



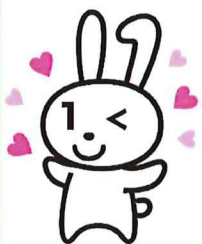
マイナンバーカードで会社への提出書類も変わります

	カードの取得前	カードの取得後
就職時	マイナンバーを確認できる書類 本人確認書類 2 点	マイナンバーカードだけ！
医療費 限度額認定証申請時	事前に職場や保険組合へ書類を 提出	マイナンバーカードで資格確認できるから 職場での手続きは不要！！ ※従業員の方において、マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込が必要です。

マイナンバーカード取得のメリット

- 本人確認書類になる！
- コンビニで各種証明書等が取得できる！
(お住まいの自治体によりサービスの内容が異なる場合があります。)
- 健康保険証としても使える！(対応する医療機関・薬局は拡大しています。)
- 公金受取口座登録で給付金等申請時の書類用意の手間が省ける！
- マイナポイントが最大 20,000 円分もらえる！
- 新型コロナワクチン接種証明書がスマートフォンで発行できる！
- オンラインで行政手続きができる！
- 「マイナポータル」で医療費控除がカンタンに！
- その他社員証としての利用やオンラインでの口座開設等に使える！

今後も、運転免許証等の一体化や、オンラインでできる行政手続きの拡大などますます便利になっていきます。
ぜひ従業員の皆様にご紹介ください。



お問い合わせ

マイナンバー制度、
マイナンバーカードについて

マイナンバー総合フリーダイヤル
マイナンバー
0120-95-0178

出張申請について

企業・団体の所在地市区町村の
マイナンバーカード担当課に
御相談ください。

出張申請受付の流れ（一例）

※ こちらはモデルケースであり、所在市区町村において実施時期や方法が異なる場合がございますので、まずはお相談ください。

STEP 1

企業・団体の所在する市区町村の出張申請受付の実施有無をホームページやお電話にて御確認ください。

STEP 2

市区町村のマイナンバーカード担当課へご連絡いただき、以下の内容とともに出張申請受付希望であることをお伝えください。

- ・申請希望人数（所在する市区町村以外に住んでいる希望者がいるか）
- ・希望日時（問合せからおおむね2週間後以降）

STEP 3

申請希望者へ、日付の通知とともに、当日、以下の書類を持参するようにお伝えください。

- ・マイナンバーカード交付申請書もしくはマイナンバーを確認できる書類（個人番号通知書、マイナンバー通知カード等）
- ・マイナンバー通知カード（お持ちの方）
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方）
- ・本人確認書類（運転免許証、パスポートなど 種類によって2点以上）

STEP 4

申請受付会場の準備をお願いいたします。
（机、椅子、コンセント、その他市区町村から指示があったもの）

STEP 5

写真撮影、交付申請書の記入、暗証番号の設定等、申請手続きを行います。（申請希望者に、あらかじめ交付申請書に必要事項を記入いただき、暗証番号を考えておいていただくとスムーズです。）

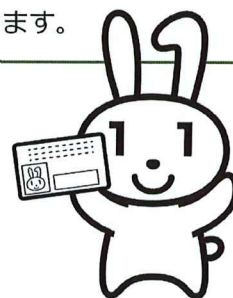
申請時間は1人あたり約5分～15分程度

STEP 6

約1ヶ月後、マイナンバーカードが申請者のご自宅へ郵送されます。

※申請受付を行った市町村が申請者の住所地でない場合、
住所地市区町村窓口へ受け取りに行く必要がある場合があります。

企業への出張申請以外にも、市区町村等が
駅やショッピングセンター等で行っている出張申請受付も
ぜひ利用してね



（令和4年7月：デジタル庁作成）